

■ IB定期預金 ミレッチ2

2025年10月1日 現在適用中

商 品 名		IB定期預金ミレッチ2
	基本商品	自由金利型定期預金（M型）〔単利・複利型〕 ※但し、期間3年、5年ものは複利型限定となります。
販売対象		個人の方に限ります。（※事前に当組合とインターネットバンキング契約が必要です。）
インターネットバンキング		本商品は当組合インターネットバンキング専用定期預金商品となります。 ※インターネットバンキング専用通帳でのお取扱いとなります。
期 間		1年、3年、5年の定型方式の自動継続（元金継続または元利金継続）に限ります。
預入方法	預入方法	一括してお預け入れいただきます。
	預入金額	50万円以上1,000万円以下
	預入単位	1円単位
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻しいたします。
利 息	適用金利	・ 預入期間1年もの：年1.20%（税引後0.95622%）の利率を満期日まで適用いたします。 ・ 預入期間3年もの：年1.40%（税引後1.11559%）の利率を満期日まで適用いたします。 ・ 預入期間5年もの：年1.90%（税引後1.51402%）の利率を満期日まで適用いたします。 ※上記適用金利は初回満期日までとし、適用金利は適宜見直しいたします。 （窓口またはホームページでご確認ください。）
	加算金利	・ お預け入れ時において、当組合の組合員であるお客さまは、上記適用金利から年0.1%を上乗せした金利を約定金利といたします。 ・ なお、加算金利の適用開始日はお預け入れ時とし、次回満期日まで約定金利として適用いたします。
	利払方法	〔単利型〕 ・ 満期日以後に一括してお支払いいたします。 〔複利型〕 ・ 6ヶ月複利で計算し、満期日以降に一括してお支払いいたします。
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行ないます。
満期後商品		本商品は「IB定期預金ミレッチ2」を販売している場合に限り、満期日現在での「IB定期預金ミレッチ2」にて自動継続いたしますが、販売が行われない場合には、同じ期間の店頭表示金利でのスーパー定期預金として自動継続されます。なお、その際には組合員加算金利も適用されません。
税 金		20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%）となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
手 数 料		———
金利情報の入手方法		店頭デジタルサイネージ、組合ホームページもしくは窓口にお問い合わせください。
預金保険制度		この預金は預金保険の対象商品であり、同保険の範囲内で保護されます。 （1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円（決済用預金を除く）とその利息部分が保護の対象です。）
期限前解約時の取扱い		〔複利型〕満期日前にご解約される場合は、以下の中途解約利率により6ヶ月毎の複利計算した利息とともに払戻しいたします。
		・ 3年、5年ものの定型方式 ◆ 預入期間が1年未満の場合 ◆ 預入期間が1年以上3年未満の場合 ◆ 預入期間が3年以上5年未満の場合 解約日における普通預金の利率 約定利率×30% 約定利率×50%
		〔単利型〕満期日前にご解約される場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払戻しいたします。
		・ 1年ものの定型方式 ◆ 預入期間が1年未満の場合 解約日における普通預金の利率

■ IB定期預金 ミレッチ2

苦情処理措置・紛争解決措置

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部お客様窓口にお申し出ください。

【ミレ信用組合総務部お客様窓口】

電話番号：06（6690）8680

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

※なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.mire.co.jp/>

●紛争解決措置

公益社団法人 民間総合調停センター（電話：06-6364-7644）

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部お客様窓口、大阪地区しんくみ苦情等相談所またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【大阪地区しんくみ苦情等相談所（一般社団法人大阪府信用組合協会）】

受付日：月曜日～金曜日（祝日及び信用組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：06（6941）1441

所在地：〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-9

【しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）】

受付日：月曜日～金曜日（祝日及び信用組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03（3567）2456

所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1